

遊戯施設の運用管理初期点検要領

制定 平成3年6月1日
(あ) 改正 平成20年8月1日
(い) 改正 平成24年4月1日
(う) 改正 令和3年4月1日
(え) 改正 令和6年4月1日

香川県土木部建築指導課 (い)

1 目 的

遊戯施設においては、運転してまもない比較的初期の段階において機器・装置のなじみが充分でないこと、運行管理に携わる者の運転操作又は管理技術の習熟が充分でないこと等から、初期事故が多く見受けられる。

このようなことから、遊戯施設の所有者等は、運行開始に先立って運行管理者に対して必要な訓練を行うとともに、当該遊戯施設の維持及び運行管理の状態を点検することにより事故の防止に努めることとする。

2 報告書の提出要領

遊戯施設の所有者等は、遊戯施設を設置した場合（移設、改造等において、建築確認を要したものを含む。）その結果を別紙様式「遊戯施設の運行管理初期点検報告書」に記入し、香川県知事あてに提出するものとする。

3 報告の時期

使用開始後、おおむね1か月以内。

4 電子情報処理組織を使用して行う手続の特例（え）

2の規定による報告については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

なお、前述の規定により行われる報告については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は平成3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

(別紙様式)

整理番号No. _____

遊戯施設の運行管理初期点検報告書			
香川県知事 殿		提出日： 年 月 日	
		住所 _____	
報告者		氏名 _____ (う)	
		電話() - 番	
		〔法人にあっては主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名〕	
遊戯施設の維持及び運行の管理に関する状態について、点検結果を下記のとおり報告いたします。			
記			
1	所有者の住所・氏名		
2	管理者の住所・氏名		
3	遊園地の所在地		
4	遊園地の名称		
5	遊戯施設名称・定員	名称	定員 名
6	保守業者住所・氏名 (又は施設管理責任者)		
7	点検者の氏名	(う)	大臣認定番号第 号
8	検査済証交付年月日	確認年月日・番号	
	確認年月日・番号	年 月 日	年 月 日 第 号
9	点検年月日	年 月 日	
10	総合所見		
受付欄		〔この欄には書かない〕 で下さい。	

(あ)

整理番号 No.		遊戯施設の運行管理初期点検表			検査済証年月日： 年 月 日 点検年月日： 年 月 日	
遊園地名称						
遊戯施設名称					点検者氏名	
仕様	寸法	走路全長	m	最高部の高さ	m	
		外周直径	m	舞台(乗り場)の大きさ	m × m	
	客席の運動	回転直径	m	回転数	r.p.m	
		定常円周速度	m/min	最大傾斜角度	度	
		定常走行速度	km/h	最大昇降速度	m/min	
		最高位置高さ	m			
	安全装置	非常停止装置	有・無	油温保持装置		有・無
		落下防止装置	有・無	乗客救出装置、施設		有・無
		信号装置	有・無	その他の安全装置		
		速度制御装置	有・無			
		圧力調整装置	有・無			

点検事項

No.	点検項目	点検内容	状態
①	運行管理者の選任	選任・氏名の掲示・研修	良・否
②	運転者の選任	選任・氏名の掲示・研修	良・否
③	運行管理規程の整備	作成・徹底	良・否
④	救急体制の整備	組織表の掲示・定置場所の明示・対応	良・否
⑤	事故発生時の体制の整備	組織表の掲示・対応	良・否
⑥	運行状況等	施設の運転状況・安全状態の確認	良・否
⑦	定期点検整備と記録の保存	点検整備・チェックリストの整備	良・否
⑧	運行日誌の整備	始業点検・運転回数・利用者数・天候	良・否
⑨	利用上の注意事項の整備	利用者への注意案内板等の状況	良・否
⑩	工事完了検査済証の掲示	掲示の状況	良・否
⑪	定員	掲示の状況・遵守	良・否
〔特記事項〕			